

国際商事仲裁と国際商事裁判

——競争と協力のための関係理論に向けて——

齋藤 彰

神戸大学大学院法学研究科 教授

I はじめに

2015年1月からシンガポールで国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court: 以下、SICC) が動きだしている。本稿では、SICCのような国家が国際商事紛争に対応するためにその司法制度の一部として設置される裁判所を、国際商事仲裁との関係において分析することを目的とする。

SICCのウェブサイトを開くと 'A Prime Destination For International Commercial Dispute Resolution' という言葉が目飛び込んでくる¹。SICCはシンガポール高等法院内部に設置され、当事者間の法廷地選択によって世界中の国際商事紛争を扱う裁判所となることを目的とする。その開設に伴い12名の国際裁判官が起用され、その中には谷口安平氏も名を連ねている。国際裁判官はシンガポール最高法院のシニア裁判官とともにSICCでの訴訟を担当する。

2015年9月に論者はSICCに関する現地調査を行う機会を得た。やや意外であったが、シンガポールの法律家達が共有する緊迫感とSICCの成功への悲願のようなものを強く感

じた。1人当たりのGDPでアジアのトップに立ったシンガポールは、最近における国際商事仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre: 以下、SIAC) の躍進もあり、国際商事紛争解決のハブとしての存在感を強めている。シンガポールの法律産業は前途洋々であると考えていた論者の予測をそれは裏切るものでもあった。

考えて見ればシンガポールでは、政治的な不安定さや人口の高齢化とそれに伴う海外労働者の増加など社会環境の急激な変化も生じ始めている。他方でアジアにおける法律産業のライバルである香港はその背後に珠江デルタ大工業地帯を有し、中国経済の発展に伴って自ずと多くの国際商事紛争が集中する状況にある。さらに中国のシルクロード構想は中央アジアへと向かっている。そうした中でシンガポールが現在の地位を保持するには、より積極的な司法政策が必要であるとの認識が共有されているように思えた。

SICCの構想は、現在の司法長官であるSundaresh Menon氏を中心となって推進してきたものである²。彼の最近の見解は2015年にドバイで行われた講義のなかで示されている³。SICCの着想はイングランドの王立裁

¹ SICCのウェブサイト参照 (<http://www.sicc.gov.sg>)。

² 2013年にMenon氏がその設置を提案しその設置に向けた検討が開始された。Report of the Singapore International Commercial Courts Committee, November 2013, para.1 (<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Annex%20A%20-%20SICC%20Committee%20Report.pdf>)

³ Menon, International Commercial Courts: Towards a Transnational System of Dispute Resolution, Opening Lecture for the DIFC Courts Lecture Series 2015 (<http://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/media-room/opening-lecture--difc-lecture-series-2015.pdf>)

5. 国際商事仲裁と国際商事裁判

判所女王座部に設置された商事裁判所に由来する⁴。また最近のSICCとも共通性を有する取組として、ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre: 以下、DIFC）に設置されたDIFC裁判所からも、Menon氏は多くの示唆を得ている。DIFC裁判所ではシンガポールの法廷弁護士で仲裁人としても著名なMichael Hwang氏が司法長官を務めており、国際商事紛争解決における革新的な実務を展開している⁵。Menon氏は、トランスナショナルな商事紛争解決に特化したこれら裁判所を国際商事裁判所と呼んでいる。そしてその背景にある国際商事仲裁が置かれた現状についても深い分析が加えられている⁶。

国際商事仲裁は依然として国際的なビジネス紛争解決の主役であり、事件数は現在も増加傾向を示し続けている。国際的な主要仲裁機関における事件数の統計によれば、2012年は4297件であったものが2013年には4699件となり2014年には4989件となっている⁷。このように仲裁の国際的なビジネス紛争の解決手段としての中心的な地位はますます揺るがないものになっているように見え

る。しかし国際仲裁に陰りが見えないわけではない。昨年公表された信頼性の高いサーベイ⁸によれば、国際仲裁の最も悪い3つの点に関する回答として「費用」「仲裁手続における効果的なサンクションの欠如⁹」「仲裁人の効率性に関する洞察方法の欠如」「迅速性の欠如」が挙げられている。低廉な費用、迅速な解決、そして仲裁人の中立公平性は、何れも国家が提供する訴訟手続との比較において国際仲裁が優れているとされてきた点である。他方で、仲裁の最も価値の高い3つの点としては、「仲裁判断の執行可能性」「特定の法システムや国家裁判所の回避」が最も高く、「柔軟性」がそれに続いている。

イングランドにおける司法制度改革の成功を機として、最近では英連邦系諸国において訴訟制度を中心とした司法制度の改革が進められた結果、紛争解決の迅速化や低廉化がある程度進展しており、その点における国際仲裁の優位は相対化したかもしれない。しかし他方で、国際仲裁は仲裁判断の承認執行や中立な紛争解決制度という点において圧倒的優位を維持し続けているようである。そのため

⁴ ロンドンに置かれたイングランドの商事裁判所では多くの国際商事紛争が扱われている。その判例の集積がイングランドの商事法をグローバルスタンダードとする基盤を形成したとされる。Menon氏はこの裁判所を2012年に訪問し、SICC構想のインスピレーションを得た（Menon, *supra* note 3, at para.10）。以下は、Menon氏による記述である。

⁵ 'In September 2012, I visited the London Commercial Court and observed that its caseload was burgeoning alongside a vibrant arbitration market. The London experience suggests that arbitration and commercial courts are not competing players in a zero-sum game. Rather, there is room for co-existence and development of these two systems of dispute resolution.'

⁶ Menon, "Origins and Aspirations: Developing an International Construction Court" (2014) *The International Construction Law Review* 341 at 341

⁷ Baker & McKenzie: Global Arbitration News 2015 August 5, By Dr Markus Altenkirch and Nicolas Gremminger (<http://globalarbitrationnews.com/parties-preferences-in-international-arbitration-the-latest-statistics-of-the-leading-arbitral-institutions-20150805>)

⁸ QMUL and White & Case, 2015 International Arbitration Survey: Improvements and Innovations in International Arbitration, at p. 61. (<http://www.arbitration.qmul.ac.uk/docs/164761.pdf>)

このサーベイは2015年3～5月にかけて国際仲裁のさまざまな利害関係者（過去5年間に5件以上の国際仲裁を経験した者が70%）の763件の回答に基づいて行われたもので、研究者（4%）・仲裁機関のスタッフ（2%）・仲裁人（11%）・仲裁人と弁護士をほぼ同等に兼業（12%）・専門家証人（2%）・企業内弁護士（8%）・独立開業の法律家（49%）・その他[裁判官・資金貸付者・政府関係者等]（12%）を回答者とする。

⁹ これは特に仲裁を担当する弁護士が効率的な手続を行うことへのインセンティブの欠如に関する問題であるとの説明がなされている。（Survey, *supra* note 6, at p. 7.）

に国家が提供する訴訟制度との関係において十分な競争がいまだに機能しておらず、その結果、多くの利用者はさまざまな不満を持ちつつも国際仲裁を用い続けざるをえない状況におかれている可能性は否定できない。

思うに、仲裁手続の高額な費用や手続の効率性に関する不透明性は、各仲裁機関や仲裁法律家コミュニティの自助努力によりかなりの程度まで改善することが可能であり、新興の国際商事裁判所ができることによって競争原理が機能するようになれば好転する可能性は高い。しかしこれに対して、仲裁判断の承認執行における優位は、ニューヨーク条約を中心とした国際法的な環境整備に起因する点が大きく、その改善に国家間の交渉等を含めた国際的取組が必要とされる。

本稿では以上のような視点から、Ⅱでニューヨーク条約の再評価を行い、Ⅲでは国際商事仲裁と国際商事裁判所の競争について分析を試みる。Ⅳでは国際商事紛争解決のグローバルな承認執行をめざす最近の動向について検討する。そして最後に短い結論をのべる。

Ⅱ 外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約(1958)とその再評価

現在における国際仲裁の圧倒的な優勢を生み出したのは「外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約(以下、ニューヨーク条約)」(1958年)であるといっても過言ではない。以下では、この条約による成果を、起草の経緯も含めて検討することにした。

Ⅰ ニューヨーク条約の成功とその背景事情

1958年に国連外交会議において採択されたニューヨーク条約は民商事法の分野における多国間条約として歴史的な成功をおさめた。それは長きにわたる国際商業会議所(International Chamber of Commerce: 以下、ICC)の悲願を実現するものでもあった。ICCはその設立間もない1923年の決議において、国際ビジネスにおける仲裁合意の効力を世界各国の裁判所に承認させるための国際条約の必要性を、緊急の課題としてすでに掲げていた¹⁰。

ニューヨーク条約は国際的な仲裁合意の尊重に加えて、その承認執行手続きの簡素化に成功し、それ以降の国際仲裁の隆盛を支える基盤を形成した。国際的な仲裁合意の尊重について、第2条3項は「当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない」と定め、締約国裁判所に対し、有効な仲裁合意に妨訴抗弁としての効力を与える義務を課した。つまり約160の締約国裁判所は国際的な仲裁合意に対して、自国裁判所の管轄に優先する効力を認めることになる。

ニューヨーク条約の内容はそれに止まるものではない。仲裁判断の承認執行に関する第3条は次のように定める。「各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行す

¹⁰ International Chamber of Commerce, Resolutions Adopted at the Second Congress, Rome, March 1923(Cited in Greensberg et al., international Commercial Arbitration (Cambridge UP, 2011), at p.7.

るものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。」つまり、条約上有効とされる仲裁合意に基づく仲裁判断の国際的な承認執行を締約国に義務づけるとともに、内国仲裁判断の執行よりも重い負担を課すことを禁じている¹¹。

国際仲裁の現状を築く上でニューヨーク条約が果たした役割を要約すると、次のようになる。本条約はICCと国連との協力によって、国際仲裁が揺籃期にあった1957年の段階において、国際仲裁を支援する強力な国際法的枠組を形成することに成功した。そして国際ポリティクスにおける国連の正統性を背景に、現在約160の締約国を獲得するに至っている。またその成功によって、国際仲裁の振興は国連の中心的課題の1つとして認知され、1966年に国連総会直属の委員会として設置された国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: 以下、UNCITRAL)が、その後の国際仲裁に関する法整備を強力に推進するための基盤形成に成功した。

他方で、国家の裁判所による判決にそれと同等の執行力を与えることを目的とする国際的取組はその後も遅々として進展せず、当事者の管轄合意を基礎とした判決に国際的執行力を確保するための「ハーグ合意管轄条約」が2005年になってやっと採択されたところである¹²。

2 法廷地選択合意のグローバル化の遅れ

現在行われている仲裁合意の多くは、世界各地に存在する仲裁機関にその手続きの管理を委ねる方法を用いている。それと同様に、当事者が合意により世界各国の何れかの裁判所を法廷地として選び将来の紛争に備える合意管轄の実務も、これまで長く存在してきた。

単純に考えれば、こうした管轄合意は仲裁合意と同列の選択肢となるべきものである。それどころか、裁判所は国家の司法制度の一環として、国家が資格を認めた裁判官が事件を担当し、手続管理は裁判所事務局が担当する。仲裁人が私人の資格で判断を下し、私的組織に過ぎない仲裁機関が手続を監督する国際仲裁と比較して、国家の裁判の信頼性が低いとは決していけない。それにも関わらず、合意管轄に基づく国家裁判所の判決の承認執行はニューヨーク条約によって実現された国際仲裁制度の飛躍的な進化と比較すると、その後大きな遅れを取ることになる。

(1) 日本における合意管轄の尊重

その原因は必ずしも明らかではないが、国際仲裁が紛争解決制度として国際ビジネスの需要を一応満たすことができるようになったため、法廷地選択合意をめぐる国内的法整備の必要性がそれほど強く自覚されることがなかったことも一因であったかと思われる。以下では現時点における国際的な法廷地選択が置かれている法環境について、日本と欧州の状況を簡潔に説明したのち、現在注目を集めつつあるハーグ合意管轄条約の現状について

¹¹ ニューヨーク条約における承認執行では、承認執行は執行国の裁判所が直接に判断することになり、その前提として仲裁地国の裁判所がその判決の効力を認めることは要件とされない。これは採択会議でオランダ政府が行った提案(いわゆるDutch Proposal)に基づく。その提案者による回顧として次の論文参照。Pieter Sanders, 'The Making of the Convention', in *Enforcing Arbitration Awards under the New York Convention: Experience and Prospects* (United Nations, 1999), at p.4.

¹² この条約はハーグ国際私法会議が起草したものである。(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/specialised-sections/choice-of-court>)

分析を行う。

日本において合意管轄に関する立法上の手当がなされたのは、民事訴訟法の平成23年改正により国際裁判管轄規則が明文化されたことによってである。民訴法第3条の7¹³第1項は「当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる」との条項を定め、2項ではそれが一定の法律関係に基づく訴えに関して書面によるべきことを明文化した。

この民訴法改正全体は、それまで最高裁の先進的な判例に主導されてきた日本の国際裁判管轄規則の透明性を高める上で大きな意義を有する。最高裁はすでに昭和50年11月28日の「チサダネ号事件¹⁴」において、運送に関する訴についてアムステルダム裁判所に専属的な合意管轄を定めた船荷証券の条項に、日本の裁判所への訴訟提起に対する妨訴抗弁としての効力を認めた。そしてアムステルダム裁判所が下す判決が日本において承認執行されることを要件とはせず、アムステルダム裁判所か当該事件に管轄権を有すれば足りるとした。

なお合意管轄に限らず、日本における国際裁判管轄に関する議論の不思議な点は、日本の裁判所の判決が有する国際的通用力への関心の欠如である。例えばDIFC裁判所が最も重視してきたのは、以下で取り上げるように、その判決の国際的な通用力を拡張することである。もしDIFC裁判所の判決が国際仲裁判断にこの点で追いつくことができれば、DIFC裁判所は国際商事紛争解決のための選択肢として大きな魅力を持つことができる。しかし残念なことに、日本の裁判所の判決の海外での承認執行に関する本格的調査は、論者の知る限りでは存在しない。

(2) EUにおける状況

欧州においても合意管轄の地位は安定していたわけではない。国際仲裁合意の尊重に関してはニューヨーク条約は早期に欧州に定着したものの、合意管轄はEU構成国間の裁判管轄を定めるブラッセルズI規則との関連において、長期にわたり不安定な地位に置かれてきた。

その主な理由は、ブラッセルズI規則では国際的な重複訴訟を防止する方法として、同一事件の訴訟提起が複数の構成国で競合した

¹³ 民事訴訟法第3条の7参照。

¹⁴ 最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁以下。

XはYに対し「損害賠償金及びこれに対する商事法定利率による遅延損害金の支払を求めて、被上告人の営業所所在地を管轄する神戸地方裁判所に提起したものであるが、被上告人は、本件船荷証券には、「この運送契約による一切の訴は、アムステルダムにおける裁判所に提起されるべきものとし、運送人においてその他の管轄裁判所に提訴し、あるいは自ら任意にその裁判所の管轄権に服さないならば、その他のいかなる訴に関しても、他の裁判所は管轄権を持つことができないものとする。」旨の英文の管轄約款（以下「本件管轄約款」という。）が存在し、本件管轄約款は国際的専属的裁判管轄の合意であるから、本件訴訟については、アムステルダム市の裁判所が専属管轄権を有し、神戸地方裁判所は裁判権を有しないとの本案前の抗弁を主張したものである。」

この判決の中心部分は次の通りである。「ある訴訟事件についてのわが国の裁判権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所と指定する旨の国際的専属的裁判管轄の合意は、(イ)当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではなく、(ロ)指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有すること、二個の要件をみたす限り、わが国の国際民訴法上、原則として有効である。」「前記(ロ)の要件を必要とする趣旨は、かりに、当該外国の裁判所が当該事件について管轄権を有せず、当該事件を受理しないとすれば、当事者は管轄の合意の目的を遂げることができないのみでなく、いずれの裁判所においても裁判を受ける機会を喪失する結果となるがゆえにほかならないのであるから、当該外国の裁判所がその国の法律のもとにおいて、当該事件につき管轄権を有するときには、右(ロ)の要件は充足されたものというべきであり、当該外国法が国際的専属的裁判管轄の合意を必ずしも有効と認めることを要するものではない。本件において、原審の確定したところによれば、アムステルダム市の裁判所が本件訴訟につき法定管轄権を有するというのであるから、原判決が所論の点について判示しなかつたことをもって、所論の違法があるとはいえない。」

場合、その優劣を訴訟提起の先後のみで決着させる方法がとられてきたからである。それは各構成国の司法制度の連携が十分ではない状況では適切な方法であったかも知れない。しかしこの方法は、合意管轄の取り扱いに関して特に困難な問題を生じてきた。例えば合意管轄条項が規定された契約に関する訴訟が、合意したのとは異なる構成国の裁判所に一方当事者により提訴された場合でもこの先訴優先主義は貫かれ、契約書において選択された裁判所は、先に提訴された裁判所が自らの管轄権を否定するまでは、手続きを開始することが許されなかった¹⁵。こうした頑なな先訴優先の実務を逆手にとって、訴訟手続の進行に長時間がかかる構成国¹⁶に消極的確認訴訟を提起する訴訟遅延戦術が頻繁に用いられた。

合意管轄をブラッセルズ I 規則上の他の管轄原因に優先させるための改正は、2012年のブラッセルズ I (Recast) 規則によって漸く実現され、2015年にやっと施行された。改正規則によると、当事者間の専属的管轄合意で選択された構成国裁判所は、29条に定められた先訴優先の例外とされ、管轄合意がなされた裁判所が自らの管轄を否定するまでは、他の構成国の裁判所は訴えを停止または却下すべきことが31条で明記された。このようにEU域内においてさえ、合意管轄が他の管轄原因に優先されることが明確にされたのは、つい最近のことである。

(3) ハーグ合意管轄条約 (2005)

ハーグ合意管轄条約は有効な管轄合意を国

際的に尊重し、それに基づいて下された判決を締約国において承認執行するためのグローバルな枠組の構築を目指す。つまりブラッセルズ I 規則 (Recast) がEU域内で実現したのと同レベルの合意管轄の尊重を、グローバルなレベルで成し遂げようとしている。EUが全体としてこの条約の締約国になった結果、2015年10月から発効した。

この条約では、有効な管轄合意により選択された裁判所は国際裁判管轄を獲得し、裁量により自らの管轄権を拒絶することは許されなくなる¹⁷。他方、当事者に選択されなかった各締約国の裁判所は、当事者が選択した裁判所の管轄権を尊重し、同一訴訟の提起があった場合にはそれを停止するか却下しなければならない。このようにして合意管轄に基づく1つの裁判所のみが判決を下し、その判決は、例外的場合を除き、締約国で承認執行されることになる。つまりこの条約は、ニューヨーク条約が半世紀前に国際仲裁合意に対して与えた国際通用力を、ほぼ同様の法的枠組みによって合意管轄にも認めるものである。この事実からも、ニューヨーク条約がいかに時代に先んじたものであったのかが理解できよう。

しかしニューヨーク条約は、ハーグ合意管轄条約との比較において、一層強力な効力を国際仲裁合意に付与していた。ハーグ合意管轄条約において承認執行が認められる判決は、判決国において有効かつ執行可能なものに限られる(8条3項)。しかしニューヨーク条約においては、承認執行の対象となる仲

¹⁵ 欧州司法裁判所は、2003年の先決裁定によってこうした立場を明らかにした (Erich Gasser GmbH v MISAT Srl, (Case C-116/02, ECR 2003 p. I-14693)。

¹⁶ その代表例として、イタリアの裁判所に先訴を提起して訴訟を遅延させることで、相手方による手続を妨害する戦略は「イタリアの魚雷」というあだ名がつくほど広く用いられるものとなり、ブラッセルズ I 規則における問題点の1つとして認識された。

¹⁷ ハーグ合意管轄条約 5 条参照。

裁判判断が仲裁地において執行力を認められることは当然の前提とはされていない。換言すれば、仲裁地国と執行国との間で仲裁判断の効力に関する相違があっても、それにより仲裁判断の承認執行が当然に妨げられるわけではない。つまりニューヨーク条約が仲裁判断に与えた効力は、ハーグ合意管轄条約を現在でも上回るものであるといえる¹⁸。

以上のように、ニューヨーク条約とそれに続くUNCITRALによる国際仲裁に関する法環境整備が進展した結果、国際仲裁は時代の寵児となっていった。他方で管轄合意の尊重に関する国際的な法整備は大きな後れを取った。現在、SICCやDIFC裁判所が試みようとしているのは、国際的な管轄合意を活性化させることにより、国際商事紛争の解決方法において、国際仲裁との代替性を有する新たな選択肢を創出することにあるといえることができるであろう。

Ⅲ 国際商事仲裁と国際商事裁判所との競争的側面

1 最近における国際商事裁判所の台頭

国際商事裁判所が国際仲裁に対抗できる存在となり得るか否かを評価するためには、国際仲裁の現状を正確に理解する必要がある。2015年の信頼性のあるサーベイの結果によれば、国際仲裁の利点と欠点は次の通りである¹⁹。

まず利点としては、ニューヨーク条約を基盤とした国際的な承認執行における安定感

(65%)と、特定の法システムや国家裁判制度を回避できる点(64%)の2つが最も広く支持され、それに加えて柔軟性(38%)、当事者による仲裁人の選任(38%)、守秘義務とプライバシーの遵守(33%)、中立性(25%)、終局性(18%)が指摘される。端的に言えば、国際商事裁判所が国際仲裁に追いつくには、これら諸点をまず改善する必要がある。

他方で国際仲裁の欠点として、高額な費用(69%)、仲裁手続中における効果的なサンクションの欠如(46%)、仲裁人の効率性に関する評価方法の欠如(39%)、迅速性の欠如(36%)、国家裁判所の介入(25%)、第三者併合のメカニズムの欠如(24%)、実体判断に関する上訴制度の欠如(17%)、仲裁機関の効率性に関する評価の欠如(12%)が指摘されている。

これら国際仲裁の利点や欠点は、国際商事裁判所を設計する際にどのように考慮されているかを、以下ではSICCとDIFC裁判所の制度設計の分析により確認したい。

2 仲裁人や仲裁弁護士に対する不信への対応

最近において、仲裁人や仲裁弁護士が効率的に手続を進めているかどうかは、仲裁関係者の懸念事項となっている。例えば、仲裁人の選任手続や利益相反問題は多数発生しており、それに関する手続に長時間が費やされることも少なくない。こうした問題に対応するため「国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン」の重要性も高まっている。国際的な仲裁人の人的資源は今でも小さく、そうした事件を担当する法律事務所も少数に

¹⁸ この点について前掲注11参照。

¹⁹ 2015 Survey, supra note 8, at p.6-7. このサーベイでは、国際仲裁の最大の利点3つ、最大の欠点3つについて回答を求めるアンケートが実施された。以下の()内の数字はその結果である。

限定されている。その結果、仲裁人と、弁護士や法律事務所との利害関係が問題となる場合も少なくない。仲裁人は、当事者を代理する法律事務所によって事実上は指名されるため、今後の指名を期待する仲裁人は大手事務所を苛立たせるような仲裁判断を下すことを躊躇する場合もあるといわれる。また投資仲裁における特定の仲裁人は、常に国家側に有利な判断を示すことによって、投資受入国側から指名される機会を増やそうとしているとの噂もある。これらは憶測に過ぎないが、少なくない関係者がそうした疑念をもつこと自体に、現在の国際仲裁における問題が現れている。国家が任命する裁判官が紛争を処理する国際商事裁判所は、こうした問題についてさまざまな方法で対応することが可能である。

(1) DIFC裁判所の場合

ドバイ国際金融センターは2004年にアラブ首長国連邦において新たな金融ビジネスの中心となるべく計画的に設定された独立の法域であり、タックス・ヘイブンとして中東に新たな金融取引の国際センターを作り出すことに成功した。国際金融に対応する法制度や、そうした取引が活性化することから必然的に発生する紛争の公正な解決を確保する紛争解決制度の整備についても十分な注意が払われ、それがDIFCの信頼性を高める上で役立ってきた。

法制度自体はイングランド法に倣い、DIFC裁判所はイングランド王立裁判所女王

座部に置かれた商事裁判所の手続をモデルとしている。またDIFC裁判所に併せて、ロンドンに本拠をおく国際的な仲裁機関であるLCIA (London Court of International Arbitration) との連携により、DIFC-LCIAという仲裁機関も設置された。このようにDIFCにおける紛争解決制度の信頼性は、国際商事事件に関するイングランド司法制度の経験や信頼性の意図的なフランチャイズ戦略によって実現しようとするものである。

こうした国際レベルの紛争解決制度を構築するために、コモンロー圏の著名な法律家を多数裁判官として任用する²⁰。また、司法長官 (Chief Justice) として、シンガポールのシニア・カウンセルであるMichael Hwang氏が選任され、彼が主導する巧みな司法制度構築の戦略によって、国際ビジネス紛争解決における斬新な試みが次々と展開されてきた。

(2) SICCの場合

それではシンガポールのSICCはどのような方策をとっているであろうか。DIFC裁判所との類似点として、国際裁判官の任命があげられる。SICCの国際裁判官は、コモンロー法域に加えて、オーストリア・フランス・日本といった大陸法圏をも含めた12名の著名な法律家から構成される²¹。シンガポールは国際ビジネスの紛争解決を今後の成長市場として明確に捉え²²、その需要を引き寄せるための中心的制度としてSICCを設計した。こうしたSICC導入における中心的役割は、現

²⁰ 現在のDIFC裁判所の裁判官と国籍は次の通りである。Chief Justice Michael Hwang, SC (Singapore), Deputy Chief Justice Sir John Murray Chadwick (UK), HE Justice Omar Juma Al Muhairi (UAE), HE Justice Ali Shamis Al Madhani (UAE), HE Justice Shamlan Al Sawalehi (UAE), Justice Sir David Steel (UK), Justice Roger Giles (Australia), Justice Tun Zaki Azmi (Malaysia), Justice Sir Anthony David Colman (UK), Justice Sir Richard Alan Field (UK).

²¹ SICCの国際裁判官 (2015年2月現在) は次の通りである。Justice Carolyn Berger (United States), Justice Patricia Bergin (Australia), Justice Roger Giles (Australia), Justice Irmgard Griss (Austria), Justice Dominique Hascher (France), Justice Dyson Heydon (Australia), Justice Vivian Ramsey (UK), Justice Anselmo Reyes (Hong Kong), Justice Bernard Rix (UK), Justice Yasuhei Taniguchi (Japan), Justice Simon Thorley (UK).

²² Report, supra note 2, at para.7-10.

在の司法長官であるMenon氏が担ってきた。彼は国際仲裁制度の深刻な問題点も詳細に分析した上で、その問題点を補うべくSICCの設計に取り組んでいる²³。

DIFCとは異なり、すでにシンガポールは英連邦系の中の主要法域の1つとしてその法制度を確立している。そうした中でSICCによる判例形成をどう位置づけるかについて難しい問題も存在する。国際商事仲裁では、私人の資格で紛争解決を担当する仲裁人の判断を先例として判例法を構築することは難しい。また、仲裁手続には守秘義務が通常課されたため、重大な仲裁判断であっても、それを法形成に向けた情報として用いることには限界があった。これに対してSICCはシンガポール高等法院内部に位置づけられるため、その判決はシンガポールの法源となる。国際的な商事法の形成をイングランドが掌握できた理由の1つとして、コモンロー形成の中心である王立裁判所女王座部にある商事裁判所が判例の蓄積に成功したことが指摘されている。こうした法規範形成に関してSICCに込められた期待は極めて大きいといえよう。

3 国際商事裁判所による国際仲裁への対抗

(1) 国際商事裁判所の裁判管轄権の設定

国際仲裁は、合意に基づく紛争解決制度と

して、仲裁合意の存在に大きく依存している。そしてSICCも、国際取引の当事者による管轄合意をその中心的な管轄権発生原因とする²⁴。つまりSICCが管轄権を行使する基本的要件は、国際性を有する商事事件²⁵であると同時に、紛争当事者が合意によってSICCを選択していることが必要となる。これに対しDIFC裁判所は、設立当初はDIFC内部で発生する紛争解決のみをその対象としていたが、2011年10月31日から両当事者がDIFC裁判所を合意によって選択している場合にも審理を行うことを可能とした²⁶。これは同裁判所の信頼性について国際的な競争力が備わったとの認識に基づいて、広くその紛争解決サービスを国際レベルで提供しようとする積極策によるものといえよう。

(2) 迅速な紛争解決

最近のサーベイでも指摘されるように、紛争解決の迅速さにおいて国際仲裁に陰りが見える。その背景には、1990年代の中頃からイングランドを起点として推進されてきた司法制度改革²⁷が広く成果を上げつつあることも関連すると思われる。この司法制度改革はLord Woolf²⁸の主導で推進されたものであり、その主要な目的の中には訴訟の迅速化と低廉化が取り上げられていた。その影響はイングランドにとどまらず、英連邦系諸法域にも広く及び、訴訟の迅速化を含めた司法改革

²³ Menon, supra note 6, at para.7-8. Menon氏による重要な論考は講演として公表された後に、論文として公表されている。それらは法律雑誌等に掲載されているほか、ほとんどがWebsiteからもダウンロードできる。

²⁴ シンガポール高等法院の一部として、シンガポール司法制度内の位相に基づいてSICCが管轄権を行使する場合は当初から想定されており、SICCが扱うに相応しい事件に関して高等法院内ですでに移送により担当したケースが発生している。Singapore Supreme Court Judicature (Amendment) Act 参照。

²⁵ 大陸法のような厳密な商事の定義ではなく、むしろその事件を担当する上でのSICCの適切性が判断基準となる。

²⁶ Law No. 16 of 2011 on Amending Some Provisions of Law No. 12 of 2004 Concerning the Dubai International Financial Centre Courts

²⁷ Lord Woolfによるレポートをはじめ、イングランドの司法制度改革に関連した報告書は次のウェブサイトに整理され掲載されている。(<http://global.oup.com/uk/orc/law/alevel/dugdale4e/resources/weblinks/>)

²⁸ その最も重要なレポートは次のものである。Access to Justice (Final Report) Lord Woolf [July 1996].

を成し遂げた法域がその後も増加している²⁹。また日本を例にとっても、都市部の地方裁判所による手続きが、国際商事仲裁よりも迅速かつ安価であるとの意見に触れることは少なくない。

(3) 第三者の訴訟手続への併合

国際仲裁において巨額の複雑な事件が扱われることは珍しくない。そうした場面では、紛争の効果的な解決に向けて、当初の当事者には含まれていない第三者を同一の手続に巻き込むことが望ましい場合がある。しかし、仲裁手続は当事者間の仲裁合意を基盤とするため、第三者を途中から仲裁手続に巻き込むことの正当化は容易ではない。そうした制約を乗り越えるためにグループ・オブ・カンパニーズ理論等の技巧的な解釈が注目を集めることもあった。

これに対し、国家の司法制度内にある国際商事裁判所は、従来の民事手続法に依拠することが可能であるため、第三者を併合する場面において、国際仲裁よりも概して容易に対応することができる³⁰。

(4) 外国法弁護士による訴訟代理の可能性

国際仲裁において自国の弁護士や海外の弁護士を自由に選任できることは、特定の法システムからの中立性を確保する上で、当事者にとって重要な意味を有する。しかし、国家の裁判所において、海外の法律家が訴訟代理人となることには大きな制度上の制約がある。こうした点において、SICCは外国法が準拠法となる場合など一定の範囲において、シンガポールで登録した海外弁護士に訴訟代理を行うことを認めている。こうした方策に

よって、SICCの使い勝手を国際仲裁に一步近づけることが可能となる³¹。

(5) SICCにおけるオフショア・ケースと守秘義務

SICCでは、シンガポール法が紛争の準拠法ではない場合・その対象となる事項がシンガポール法による規律の対象とはなっていない場合・当事者がシンガポール法を準拠法として選択したことやシンガポールの裁判管轄に服している場合以外にシンガポールと関連性のない場合等をオフショア・ケース (Offshore Case) と呼ぶ。そして、そうしたケースでは当事者の希望によって守秘義務 (Confidentiality) を緩やかに認めることにより、国際仲裁との差を一定範囲で埋める工夫を行っている³²。またこうしたケースの多くにおいて、外国法弁護士を訴訟代理人として選任できるため、SICCはますます国際仲裁の競争相手としての性格を有することになるであろう。

IV 国際商事紛争解決とそのグローバルな承認執行をめざす最近の動向

国際仲裁の現時点における圧倒的な優勢は、ニューヨーク条約によって切り開かれた仲裁判断の承認執行制度により築かれたとされるのが、本稿の基本的な立場である。そして、現時点で国家の司法制度の一部として存在するDIFC裁判所やSICCが国際仲裁に追いつくためには、この承認執行における国際仲裁とのハンディキャップを克服することができる

²⁹ 最近の例としてマレーシアにおける裁判制度の改善を挙げることができる。ここでも訴訟手続きが飛躍的に迅速化されている。

³⁰ Singapore Supreme Court Judicature (Amendment) Act 参照。

³¹ Legal Profession (Amendment) Act [Singapore].

³² Singapore Supreme Court, Rules of Court (O. 110, r. 30).

か否かは極めて重要な課題となる。

こうした問題に対応する手段として、大きく分けて次の三つの方法が存在する。第1は、国家間の合意によって外国判決の承認執行に関する国際的な枠組みを構築する方法であり、それには地域的なものと、グローバルなものがある。第2は、紛争解決の内容を仲裁判断という形に何らかの方法で転換することによって、ニューヨーク条約を承認執行の基盤として活用するものである。第3は、裁判所が海外の裁判所との間で個別的な覚書を取り交わすことによって、相互間の承認執行の実務を円滑化しようとするものである。この第3の方法は、特にDIFC裁判所において積極的に展開されてきた。その基盤には法文化的な類似性や実務上の必要性が存在し、双方の裁判所間の相互的な信頼³³が必要となる。

1 外国判決の承認執行に関する国際法的枠組みの構築

(1) 地域的な取決

シンガポールのように英連邦圏に属する国家間では、相互に判決の承認執行を容易にするための取決が存在することが多い。SICCの場合、連合王国・オーストラリア・ニュージーランド・マレーシア・ブルネイ・インド及び香港との間で相互の承認執行に関して立法的対応がすでになされている³⁴。

一定の地域的範囲で外国裁判所による判決の承認執行を円滑にするための国際的な協定を作成する動きも以前から見られる。その先駆的な例が、EUのブラッセルズ I 規則であり、欧州統合に向けた動きの比較的早い段階から積極的に進められてきた。当初はブラッセルズ条約という国家間交渉による多国間条約として1968年に採択された。それは欧州諸国の国際裁判管轄規則を統一し、その基盤の上で外国判決の自動的な承認執行を目指すものである。ブラッセルズ条約は欧州共同体の構成国しか加盟できなかったため、それをEFTA諸国にも拡大するために同一内容の規則を定めたルガーノ条約が1988年に採択され、それらは統一的に運用された。その後EUの基本条約であるアムステルダム条約の1999年の発効に伴い、民事司法協力（伝統的には国際私法と呼ばれる分野に相当）においてEUが直接に派生法を定める権限を獲得し、それ以降はブラッセルズ I 規則と呼ばれる派生法として運用されてきた。その後数度の改正が行われてきており、現在は2012年に改正され2015年から施行されたブラッセルズ I 規則 (recast) が適用されている。アムステルダム条約発効以降、この民事司法協力の領域において多くの派生法が定められ、EU内における統一規則が急展開している。他方で、EU構成国が増加した結果、かつてルガーノ条約を適用してきた国々の多数が現

³³ EU域内において構成国の裁判所による判決を自由移動させるための基盤として機能しているブラッセルズ I 規則 (recast) の前文 (26) において、相互の信頼 (mutual trust) という言葉が用いられている。現在、EUでは伝統的に国際私法として扱われた法領域を民事司法協力 (judicial cooperation in civil matters) と呼ぶようになってきていることも印象的である。Regulation (EU) No 1215/2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast), Preamble (23) 'Mutual trust in the administration of justice in the Union justifies the principle that judgments given in a Member State should be recognised in all Member States without the need for any special procedure. In addition, the aim of making cross-border litigation less time-consuming and costly justifies the abolition of the declaration of enforceability prior to enforcement in the Member State addressed. As a result, a judgment given by the courts of a Member State should be treated as if it had been given in the Member State addressed.'

³⁴ Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act (RECJA); Reciprocal Enforcement of Foreign Judgments Act (REFJA)

在はEU構成国としてブラッセルズ I 規則の適用を受けるようになった。ブラッセルズ I 規則は国際仲裁の取り扱いに関する規定を設けておらず、各構成国は従来通りの方法によって対応することになる。

また、特にDIFCとの関係においては湾岸協力会議³⁵ (GCC) による国際的な取決が存在する³⁶。この取決に基づく承認執行はすでにDIFC裁判所でも認められている。

(2) ハーグ合意管轄条約 (2005)

国家の裁判所による判決に対して、ニューヨーク条約に匹敵する国際的な承認執行の枠組みを作り上げるには、国家間の合意を形成する力を持った国際機関の関与が必要となる。民事司法や国際私法の分野においてこうした役割を長く担ってきたのがハーグ国際私法会議である。国際裁判管轄に関して、EUのブラッセルズ条約に示唆を受けた大規模な民商事分野全体にわたる条約作成を目指すプロジェクトが1994年に開始されたが、それが頓挫した結果、合意管轄に的を絞って判決のグローバルな承認執行を目的とするハーグ合意管轄条約が2005年に採択された。この条約はしばらく発効さえ危ぶまれる状況にあったが、EUが加盟することによって2015年10月から発効した。そして現在シンガポールが本条約に署名し、SICCの判決の国際的な通用力を拡張する計画である。シンガポールの裁判所の判決は、英連邦圏諸国との伝統的な法文化的共通性を基に、すでに承認執行を相互に容易化する法的な枠組みが形成されている。さらにこの条約により、EU諸国でもSICCの判決の承認執行が円滑に行われるようになれば、SICCの国際商事紛争解決の

国際的な通用力は一気に拡大する。

2 ニューヨーク条約の活用

(1) ニューヨーク条約の国際調停における活用

本稿が扱う国際商事仲裁の展開を第1の波と呼ぶならば、現在の国際仲裁の一人勝ちに対抗する国際商事裁判所は第3の波というべきであろう。第2の波として、以前から国際調停が注目を集めてきた。国際仲裁は法による紛争解決制度として訴訟的性格を強めてきており、それに対抗する代替的紛争解決手段としての国際商事調停の地位は現時点でも変わらない。調停はその本質において紛争当事者間の交渉と合意による紛争解決方法であり、調停人は当事者間の交渉をサポートすることによって合意形成を促進する。仲裁が大量の証拠と長期間の対審的手続きを必要とするのに対し、調停は両当事者がその関係を破壊することなく互譲によって紛争解決を短時間のうちに実現することを目指す。その結果、複雑なビジネス紛争の効率的な解決に成功する場合も少なくない。

中国や極東アジアでは、訴訟が提起された後も裁判官が和解を積極的に促進する傾向は強いといわれてきた。日本においても、家族法に関連した紛争では調停を前置する制度が採用されており、それが社会の調和を重要と考えるアジア的な価値観に基づくものであるともいわれてきた。

特に国際ビジネス紛争の解決方法として調停を国際仲裁と組み合わせて用いる方法は中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) において積極的に展開され、Med-Arbと呼ばれて

³⁵ 現在の構成国は、Qatar, Kuwait, and Bahrain, Saudi Arabia, Oman, UAEである。

³⁶ Protocol on Enforcement of Judgments, Letters Regulatory and Judicial Notices issued by the Courts of the Member States of the Arab Gulf Co-operation Council.

きた。典型的には、仲裁として申立がなされた事件について、仲裁人がその手続中に当事者間の合意によって解決する方が望ましい判断した場合には、仲裁手続きの途中からは自らが調停人として紛争解決に関与し、その結果合意が得られた場合にはそれを仲裁判断の形式で確定するというものである。そして、最終的に仲裁判断となった紛争解決の結果は、ニューヨーク条約が定める国際的な承認執行の手続を用いることが可能となる。

こうした手続きは調停の利点を生かしながら、国際仲裁の承認執行における利点を活用しようとする便法としての性格をもつ。また特にコモンロー系の法律観からは、容認しがたい重要な疑問を含む仲裁手続においても、訴訟と同様に、証拠等の内容・形式・範囲を厳密にコントロールすることを通じて予断のない判断を導くことを極めて重要な価値と考えられてきた。これに対し、調停人は双方当事者からより広い範囲の情報を集めることによって、両当事者が納得できる解決案を模索する作業を広く行う。したがって調停人は仲裁人よりも遙かに広い範囲の情報を扱う可能性があり、その中に当事者に対して守秘義務を負担するものが含まれることも少なくない。つまり、仲裁人から調停人へと一旦役割を転換した者が、調停のプロセスで得た広範な情報を持ったまま、再び仲裁人へと戻るとは倫理上許されないとする見解であり、それにも一理ある。またMed-Arb自体に独自の価値を見いだすことは可能であるとしても、最終的に仲裁判断という外観をえることによりニューヨーク条約の承認執行制度を借用することについての評価も分かれるところであ

る。

しかし上記で分析したニューヨーク条約の成功が時代に先駆けた重要な成果であるとするれば、それを突破口として国際ビジネスの実情に対応できるグローバルな紛争解決制度の構築に活用すること自体を一概に否定するだけでは足りない。当事者の利益と紛争解決の公正さを確保しながらMed-Arbを活用することができれば、それは効率的な紛争解決の選択肢の1つとなり得る。

最近において、シンガポール国際商事仲裁センター（SIAC）は、新しく創設されたシンガポール国際調停センター（SIMC）との機関同士の連携によって、当事者間の合意を基盤とした上で、SICAに仲裁として申し立てられた事件をその手続中にSIMCへと送致し、そこで調停により合意が成立した場合には再びSIACに事件を戻して、合意による仲裁判断（Consent Award）という形をとることによって、ニューヨーク条約による承認執行制度の活用を可能とするArb-Med-Arbという新たな方法を提示し注目を集めている³⁷。

(2) 国際的な投資協定紛争解決におけるNY条約の活用

最近の傾向として、国際仲裁という言葉は、国際商事仲裁と投資協定仲裁の双方を含む意味で用いられるようになってきた。2015年に公表されたサーベイ³⁸においても、国際仲裁という言葉が用いられている。その背景には様々な事情が存在する。第1に、商事仲裁であろうと投資協定仲裁であろうと、巨大な仲裁事件を扱うのは、そうした実務に精通した少数の法律家達である。第2に、最近では商事事件でも国際的な公序違反や刑事法違

³⁷ <http://www.siac.org.sg/model-clauses/the-singapore-arb-med-arb-clause>

³⁸ 2015 Survey, supra note 8.

反等の論点を含むものが増加してきている。また投資仲裁も基本的にはインフラや天然資源関係のビジネスに関連して生じる紛争を扱うものであり、そうしたビジネスに関連する専門知識も不可欠である。そのために両者を本質的に区別する意味が薄くなってきている。

さらに最近の投資協定における紛争解決条項（ISDS条項）では、紛争解決機関として複数の選択肢が設けられる場合が多い。先日公表されたTPPのテキスト第9.18条では、投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes: 以下、ICSID）の規則（additional facility rulesを含む）に基づく仲裁の他に、UNCITRAL仲裁規則を用いた国際仲裁や、その他の仲裁機関を用いた仲裁を用いることも可能とされている。つまり投資協定仲裁とは、ICSIDで行われる特殊形態の仲裁であると単純に言い切ることができない。

UNCTADが公表したデータ³⁹によれば、2012年末までの投資協定に基づいた仲裁事件数は、判明しているだけで累計518件であるが、ICSIDが担当したのはそのうちの61%であり、28%はUNCITRAL仲裁規則によるアドホック仲裁として扱われ、5%はストックホルム商業会議所（Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce: 以下、SCC）を仲裁機関として扱われている。さらにそれ以外の仲裁機関が担当したものが5%となっている。本稿との関係でいえば、投資協定仲裁の約3分の1が、ニューヨーク条約を基盤としてUNCITRALが法整備を促進してきた国際商事仲裁と同様の国際法的

な枠組みに従って処理されてきたことになる。

従ってICSIDも、一定の範囲において世界各地に存在する仲裁機関と競争関係にあるということも可能であろう。そうした仲裁機関の中には、SCCのようにすでに投資仲裁におけるかなりの実績を誇るものもあり、クアラルンプール地域仲裁センター（Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration: 以下、KLCA）のようにASEANを中心とした投資協定仲裁をその業務の1つの柱とすることを視野に入れた仲裁機関も今後増加する可能性がある。

それではSICCのような国際商事裁判所が、今後投資協定に関する紛争を扱っていく可能性はあるだろうか。SCCやICCのような信頼性の高い仲裁機関は、私的機関ではあるが、すでに投資仲裁を扱う実績を積み重ねつつある。それを考慮に入れると、今後の国際投資協定が、国際商事裁判所をISDS条項における更なる選択肢として取り入れることは十分考えられる。国際的に評価の高い国際裁判官を採用し、紛争解決手続を公平で透明性の高いものとして整備し、さらに国際仲裁で展開された最新の効果的な実務をも取り入れた紛争解決機関として国際商事裁判所が機能するようになれば、SICCのような国際商事裁判所が投資協定紛争を扱うことは十分に可能であろう。

(3) DIFC裁判所の判決の仲裁判断への転換

以上では、国際調停や投資仲裁が、一般に国際商事仲裁のための制度と考えられてきたニューヨーク条約を活用することにより、その国際的な執行力を拡張してきた事実を分析

³⁹ UNCTAD, IIA Issues Note: Recent Development in Investor State Dispute Settlement (ISDS) (No.1, March 2013), p.4 (<http://unctad.org/en/pages/publications/Intl-Investment-Agreements---Issues-Note.aspx>)

した。そしてSICCのような国際商事裁判所がニューヨーク条約に対抗するため、ハーグ合意管轄条約を活用する方法を模索中であることも確認した。特にSICCは、正にそうした意味においてハーグ合意管轄条約を活用しようとしており⁴⁰、SICCの判決の承認執行をヨーロッパ圏へと一気に拡張することに大きなメリットを有している。

しかしDIFC裁判所は、それらを超越した新発想に基づいて、2015年から新しい実務を動かし始めている⁴¹。それはDIFC裁判所による確定した金銭判決について、それをDIFC内に併設されている仲裁機関であるDIFC-LCIAに送致して、それを1人の仲裁人による仲裁判断の形に転換することにより、ニューヨーク条約を用いた承認執行制度を利用可能にする方法である。すでに見たように、DIFC裁判所による判決は、UAE内部はもちろんコモンロー諸国やGCC加盟諸国においても承認執行を確保する方策がすでに取りられている。その他にUAEと2国間で判決の承認執行に関する取決を行っている諸国でもそれらに依拠することができる⁴²。さらに、それらを使うことができない場合の選択肢として、このDIFC-LCIAを用いる方法が考案された。このDIFC裁判所の判決を仲裁判断へと転換したものは'Judgment-Converted-Award'と呼ばれる。

この方法はDIFC裁判所の司法長官であるMichael Hwang氏の考案によるものであり⁴³、

これまでに類を見ない斬新な実務である。最近、国際仲裁の領域でイノベーションという言葉が頻繁に用いられるようになってきた⁴⁴。法律分野においては耳慣れない言葉であり違和感を感じることは否めない。しかし、とくに紛争解決の手続的側面において、さまざまな創意工夫を試みることの重要性を私たちに想起させてくれるものであり、積極的に受け入れるべき点も少なくないものと思われる。

いま国際的な紛争解決において生み出されつつある斬新な方法のかなりの部分は、国際仲裁手続の柔軟性を活用して生まれたものである。そしてその多くは、国家による司法制度の桎梏から脱却を計り、現在の国際ビジネスの必要性に応えようとするものである。それは、法律家が有する安定した法原則や確立した国際法制度を便法として利用し、本来の適用範囲や方法を越えた効果を実現するという方法をとる。その中でも当事者自治(Party Autonomy)は極めて広範に用いられており、準拠法選択合意や仲裁合意や管轄合意などを最大限に尊重するための道具として用いられてきた。国家裁判所による判決を、当事者の必要性に応えるために仲裁判断へと転換することもまた、その賛否は別として、この当事者自治の原則に支えられた仲裁合意の拡張として正当化されることになるのであろう。

3 裁判所間での国際的な覚書

DIFC裁判所はその設立当初から、イング

⁴⁰ Menon, supra note 6, at para.58.

⁴¹ DIFC Courts Practice Direction No. 2 of 2015- Referral of Judgment Payment Disputes to Arbitration

⁴² Amended DIFC Courts Practice Direction No. 2 of 2015 - Referral of Judgment Payment Disputes to Arbitration May 27, 2015 | Practice Directions (<http://difccourts.ae/amended-difc-courts-practice-direction-no-2-of-2015-referral-of-judgment-payment-disputes-to-arbitration/>)

⁴³ Michael Hwang, "The DIFC Courts Judgment-Arbitration Protocol - Referral of Judgment Payment Disputes to Arbitration", The DIFC Courts Lecture, 19 November 2014, (<http://difccourts.ae/difc-courts-chief-justices-explanatory-lecture-notes-referral-judgment-payment-disputes-arbitration-november-2014/>)

⁴⁴ 例えば2015年のサーベイの副題も 'Improvements and Innovations in International Arbitration' とされている。

ランドやシンガポールの法制度の連携を重視することでその国際的な信頼性を確立してきた。そして2011年に広く世界中の国際商事紛争による管轄合意による訴訟提起を認めるようになり、その判決の外国での承認執行を円滑にするために、海外の裁判所との間で承認執行改善のための覚書を積極的に締結してきた。イングランドの商事裁判所、シンガポール最高法院、ニューヨーク州南区連邦地方裁判所、ニューサウスウェールズ最高裁判所、オーストラリア連邦裁判所、カザフスタン最高裁判所とすでにこうした覚書が締結されている。こうした覚書に国際法上の拘束力を認めることは難しいとしても、連携を取りながら承認執行を進めていく上で、実務上はさまざまな効果が期待できるであろう。

V おわりに

本稿において取り上げてきた国際商事裁判所の始動と、そこで展開されつつあるさまざまな試みは、国際私法あるいは国際民事訴訟法の新たな時代の幕開けを告げるものである。それを端的に言えば、紛争解決制度のグローバル化に向けた本格的な再編が進行する時代の入り口に私たちが差し掛かったこと意味する。ニューヨーク条約を突破口として進展した国際仲裁実務の急速な展開と、それを担うグローバルな法律家層の成熟が、新しい国際商事紛争解決の形を今作り出そうとしているように見える。

またそこにおいて、最近の国際仲裁の実務が開発した方法や、国際仲裁のグローバル化を推進した国際法的枠組構築の経験の醸成がもたらした新たな知見が、統合的に活用されていることが分かる。またそれらの知見は、極めて具体的な目的実現に向けた緻密な戦略

に基づいて、積極的に用いられつつある。誤解を恐れずにいえば、ニューヨーク条約のような革新的法制度を現状打開に向けた武器として最大限に活用することによって、国家を基盤とした司法制度を、グローバル化するビジネスの需要に対応して変革することを目指している。少なくとも、現時点で生じている動向は、これまでに国際私法や国際民事訴訟法という法領域の歴史において類を見ない急進的でアグレッシブなものであるように見える。

そうした驚くべき事態の進展は、日本の法律界にもビジネス界にもまだまだ知られてはいないようである。しかしこうした動向は、グローバル化進展のなかで新しい経験を蓄積してきた有力は法律家達によって強い確信をもって実行に移されており、もう元に戻ることは不可能となったと判断する。なぜならば、実はSICCやDIFC裁判所の登場はその氷山の一角に過ぎず、水面下ではそれを生み出す原動力となった法律家達の活動が日常的なものとして定着してきているからである。そしてそれは日本の法律学だけではなく、広く国際商取引に関わる人達にとって、もはや無縁ではあり得ない存在となった。本稿はそうした動向において大きな遅れを取りつつある日本において、その第一報となることを目的として書かれたものである。

齋藤報告コメント

高杉 直
同志社大学法学部 教授

齋藤論文の目的は、「国家が国際商事紛争に対応するためにその司法制度の一部として設置される裁判所を、国際商事仲裁との関係において分析すること」である。国家が国際商事紛争に対応するために設置した裁判所（国際商事裁判所）として、シンガポールのSICCとドバイのDIFCが挙げられる。特にシンガポールは、日本企業との関係する国際取引紛争の仲裁地として利用されることが多いため、日本の研究者・実務家として、SICCが何であるかを理解する必要性は高いように思われる¹。その意味で、齋藤論文のテーマ設定は時宜を得たものである。

齋藤論文は、第1に、SICC設立の背景と国際商事仲裁の現状分析を示す。特に国際商事仲裁の優位性がニューヨーク条約に起因するものであることを説明する（Ⅰ）。第2に、ニューヨーク条約の成功と対比して管轄合意の尊重に関する法整備が遅れていることを実証する（Ⅱ）。第3に、SICCやDIFCなどの国際商事裁判所が国際仲裁に対抗できる存在となり得るか否かを分析する（Ⅲ）。第4に、国際商事裁判所が国際仲裁に追いつく手段として、①判決の承認執行の国際法的枠組みの構築、②紛争解決の内容を仲裁判断という形式に転換してニューヨーク条約を活用すること、③裁判所間での協定締結による相互の承

認執行の容易化、という3つの方法があることを提示する（Ⅳ）。

以上の内容を受けて、齋藤論文は、「国際商事裁判所の始動と、そこで展開されつつあるさまざまな試みは、国際私法あるいは国際民事訴訟法の新たな時代の幕開けを告げるものである。それを端的にいえば、紛争解決制度のグローバル化に向けた本格的な再編が進行する時代の入り口に私たちが差し掛かったことを意味する」との結論を示す。

齋藤論文は、日本語でのアクセスが容易ではないSICCやDIFCに関する貴重な情報を提供しており、研究者および実務家の双方にとって極めて有意義なものである。さらに、最新のデータに基づく国際商事仲裁の利点・欠点の分析、仲裁の欠点を国際商事裁判所によって補完する方法の分析、国際商事裁判所の成功のための方法の分析などは、従来の先行業績では必ずしも十分に明らかにされていなかった点であり、学会における今後の研究の発展に貢献するものと思われる。

齋藤論文が明らかにした国際商事裁判所の始動と今後の発展に関して、ここでは2点の問題提起を行いたい。1つは、そもそも国家裁判所が国際商事紛争の解決にどこまで関与すべきかという問題であり、もう1つは、齋藤論文が指摘するとおり、仮に国際商

¹ SICCについては、例えば、JCAジャーナルで連載中の松下外＝児玉実史＝荒川雄二郎監修「Singapore International Commercial Court [SICC]の設立とその実務」JCAジャーナル62巻7号（2015）（以降、本コメントの執筆時点＝63巻1号＝まで毎号掲載されている）を参照。

事裁判所の発展により紛争解決制度のグローバル化の再編が進行するとすれば、我が国(の政府、学会、研究者など)としてどのような対応をすべきかという問題である。

第1の国際取引紛争の解決制度に対する国家裁判所の参入については、齋藤論文が指摘するとおり、仲裁人に対する不信の払拭(=裁判官への信頼)や第三者の手続への巻き込みなどの利点が国家裁判所に認められよう。また、国際商事裁判所を含む多様な紛争解決機関が並存し、ユーザーの選択の幅が広がること自体は、社会的効用の向上という観点から好意的に捉えるべきであろう。もっとも、前述の国家裁判所の利点は、各国の仲裁法や仲裁手続の改善によっても十分に対応できるものである。また、既に世界中に多数の仲裁機関が存在しており、仲裁機関の間で十分な競争が行われている。さらに、シンガポールによるSICCの創設は、単に仲裁を補完するだけであり、仲裁地の評価を高める目的ではないようにも見える。そうだとすれば、国際商事裁判所の創設自体はシンガポールに特殊なもので、他の国家は追随せず、また、当事者によるその利用も限られたものになるかもしれない²。国によっては、自国の仲裁法を改善したり、他の方法で自国の仲裁機関を支援することも考えられる。このように考えると、国際商事裁判所の創設が既存の法理論・法実務に対して与えるインパクトについては、現時点では即断できないといえるかもしれない。齋藤論文が指摘するとおり、「紛争解決制度のグローバル化に向けた本格的な再編が進行」するか否かを考察するためにも、SICCを含む国際商事裁判所の今後の動向を

注視する必要があるだろう。

第2の問題提起、すなわち国際取引紛争の解決制度の再編が進行すると仮定した場合の我が国の対応としては、国際的な観点から公正・衡平かつ効率的な制度の確立に尽力すべきであろう。この観点からは、国際裁判官という制度は積極的に評価すべきであるが、特定国の国家裁判所としての「国際商事裁判所」については否定的に評価すべきであろう。我が国としては、世界的な公益に適う紛争解決制度を確立するよう、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)・私法統一国際協会(Unidroit)・ハーグ国際私法会議などの国際機関の活用を考慮すべきである。その前提として、政府だけでなく、学会や各界(産業界・法律業界・教育業界など)が「紛争解決制度のグローバル化に向けた本格的な再編」の問題に関心を有することが重要であり、この点でも、齋藤論文は大きく貢献するものである。

² 我が国において国際商事紛争を中心に扱う専門部門を裁判所の中に創設することは検討に値するが、国際裁判官などからなる「国際商事裁判所」を創設することは、現在の裁判所の状況や位置づけを前提に考えると、現実的ではないであろう。